



別添 1

27 福保医人第 2663 号
平成 28 年 3 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長



インターネット等の情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）
を提供する事業について（照会）

春陽の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）の取扱いにつきまして
は、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月
24 日付健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知）において示され、また、情報
通信機器の開発・普及の状況を踏まえ、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔
診療」）について」（平成 27 年 8 月 10 日付厚生労働省医政局長事務連絡）によりそ
の明確化がされているところです。

先般、遠隔診療に関して、都内自治体から貴課宛照会した旨の情報を把握している
ところですが、標記の件につきまして、改めて下記のとおり照会いたしますので、公
務御多忙とは存じますが、正式に御回答いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

最近、インターネット等を利用して患者に医師の診察を受けさせる事業を行う事業
者が現れている。

このような事業者の中には、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等
の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行い、対面診療を行わず遠隔
診療だけで診療を完結させることを想定した事業を提供しているところもある。

遠隔診療の取扱いについては、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）
について」（平成 9 年 12 月 24 日付健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知）に
おいて示されているところ、当該事業が電子メール、ソーシャルネットワーキングサ
ービス等の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行うものである場合
は、同通知中「1 基本的考え方」における「直接の対面診療に代替し得る程度の患
者の心身の状況に関する有用な情報」が得られないと考えられる。

また、当該事業が対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合は、当該診療は、同通知中「1 基本的考え方」における「直接の対面診療を補完するものとして」行われておらず、同通知中「2 留意事項(3)」における「直接の対面診療と適切に組み合わせられ」た診療が行われていない。

このような場合は、当該事業を行う者は、無診察治療を禁止した医師法（昭和23年法律第201号）第20条に違反するものと解してよろしいか。

【照会元】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許係 吉田

電話番号：03-5320-4434（直通）